

地域活動支援センター山楽園

重要事項説明書

本重要事項説明書は、当事業所と地域活動支援センター山楽園のサービス利用契約の締結を希望される方に対して、社会福祉法第76条に基づき、事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを説明するものです。

※ 本事業所では利用者に対して障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく地域活動支援センターにおけるサービスを提供します。本サービスの利用は、原則として各市町村での地域活動支援センターの利用決定を受けた方が対象となります。

◆◆目次◆◆

1. 事業者の概要	2
2. 事業目的と運営の方針	2
3. 施設の概要	2
4. 開所日及び時間	3
5. 職員の体制	3
6. 職員の勤務体制	3
7. 提供するサービスの概要と利用料金	3
8. サービスの利用に関する留意事項	5
9. サービス実施の記録	5
10. 苦情申立先	5
11. 主な協力医療機関	6
12. 非常災害時の対策	7
13. 当施設ご利用の際に留意いただく事項	7
14. 福祉サービス第三者評価	8

社会福祉法人 仁寿会

[地域活動支援センター山楽園]

当事業所は、島根県に届出を行っています。

- 1 この説明書は、平成21年4月1日から施行する。
- 2 この説明書は、平成25年3月16日に一部改正し、平成25年4月1日から適用する。
- 3 この説明書は、平成30年12月22日に一部改正し、平成31年1月1日から適用する。

1、事業者の概要

名 称	社会福祉法人 仁寿会
所 在 地	島根県雲南市掛合町松笠 2 1 5 4 番地 1
電 話 番 号	0 8 5 4 - 6 2 - 1 5 0 0
代 表 者 氏 名	理事長 〔 〕
設 立 年 月 日	昭和 5 8 年 1 0 月 1 2 日

2、事業目的と運営の方針

施 設 の 種 類	地域活動支援センター
事業の目的及び 運 営 方 針	利用者が、地域において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、通所をとおして、創作的活動又は生産活動の機会の提供及び社会との交流の促進を図るとともに、日常生活に必要な便宜の供与を適切かつ効果的に行うことを目的とする。
施 設 の 名 称	地域活動支援センター 山楽園
施 設 の 所 在 地	島根県雲南市掛合町松笠 2 1 5 4 番地 1
電 話 番 号	0 8 5 4 - 6 2 - 1 5 0 0
施設長の氏名	施設長 〔 〕
開 設 年 月 日	平成 2 1 年 4 月 1 日
定 員	15 名
送 迎 区 域	雲南市、奥出雲町、飯南町、出雲市佐田町の区域内
緊急時の対応	(1) 利用者が疾病等で様態が急変した場合、速やかに家族に連絡するとともに、協力医療機関へ連絡します。 (2) 事故が発生した際は「事故が発生した際の緊急対応要綱」により行います。
衛 生 管 理 等	(1) 利用者が使用する設備、飲用に供する水について衛生的な管理に努めます。 (2) 感染症又は食中毒が発生し、又は蔓延しないよう努めます。
虐 待 防 止	利用者の人権の擁護、虐待の防止については、社会福祉法人仁寿会 利用者虐待防止に関する規程に基づき対応します。
身体拘束の廃止	利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため、緊急やむを得ない場合を除いて、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行いません。

3. 施設の概要

(1) 地域活動支援センター

建 物	設 備 等	構 造	延 べ 床 面 積
訓練作業棟	障害者支援施設と 共同利用	鉄骨平屋建て	308.90 m ²
	フローア		280.30 m ²

	男子便所	水洗式	10.40 m ²
	女子便所	水洗式	7.80 m ²
	器具庫		10.40 m ²
第一作業棟	就労継続支援事業所 と共同利用	鉄筋平屋建て	172.80 m ²
	フローア		158.22 m ²
	男子便所	水洗式	7.29 m ²
	女子便所	水洗式	7.29 m ²

(2) 併設施設（障害者支援施設山楽園及び就労継続支援事業所山光園）

建 物	構 造	居住棟 鉄筋コンクリート平屋建 車庫 鉄骨平屋建 危険物置場 コンクリートブ ロック 厨房 鉄筋コンクリート平屋建 L P G 庫 コンクリートブ ロック
	延 床 面 積	居住棟 2,967.27 m ² 車庫 112.53 m ² 危険物置場 7.60 m ² 車庫 86.15 m ² L P G 庫 8.27 m ² 第一作業棟 172.80 m ² （就労継続支援事業所）
	利 用 定 員	57 名
敷 地 面 積		22,500 m ²
そ の 他		

4、開所日及び時間

開 所 日	月曜日～金曜日（国民の祝日、8月12日～8月16日、12月28日～翌年 1月5日を除く）
開 所 時 間	9：00～16：00

5．職員の体制

職 種	員 数	職 務 の 内 容
施 設 長 （ 兼 務 ）	1 名	職員の管理、利用の申込に係る調整、業務の実施状況の把握、その他の管理を一元的に行う。
指 導 員	2 名	利用者の創作的活動又は生産活動の機会の提供及び社会との交流が図られるよう適切で効果的な支援を行う。
そ の 他 の 兼 務 職 員	3 0 名	当該職務に係る事項において必要な支援を行う。

6、職員の勤務体制

職 種	勤 務 体 制
施 設 長 （ 兼 務 ）	8：30～17：15

指 導 員	日勤 8：30～17：15
その他の兼務職員	障害者支援施設 山楽園の勤務体制による。

7、提供するサービスの概要と利用料金

(1)「個別支援計画」とサービス内容

当施設では、下記のサービス内容から個別支援計画を定めて、サービスを提供します。「個別支援計画」は、利用者の意向や心身の状況を踏まえて、具体的なサービス内容や利用者に対するサービス実施日などを記載しています。「個別支援計画」は、利用者の申し出により、いつでも見直すことができます。

〈サービス内容〉

① 基礎的事業として行ないます。

- 食事介助・・・食事の介助を行ないます。
- 排泄介助・・・排泄の介助を行ないます。
- その他必要な身体介助を行ないます。
- レクリエーションの開催・・・季節に応じた活動を行ないます。
- 創作活動・・・手芸、工作、絵画制作等を行ないます。
- 生産活動・・・町内企業からの受託作業を行います
- その他関係機関への連絡など必要な便宜を行ないます。

※医療行為を伴うものについては担当者と協議します。

② 利用者の希望に応じてサービスを提供します。

- 食事・・・昼食を提供します。
- 入浴・・・必要に応じて介助入浴も行ないます。
- 送迎・・・コース、乗降時間を設定し送迎します。

③ その他、必要に応じて健康や日常生活上の状況をお伺いし、生活上のご相談や介護方法の指導及び助言を行ないます。

(2) 利用料金

① サービスの利用料については利用者に地域生活支援センター事業費の支給決定を行った市町村の規定に基づいた利用料をいただきます。

② その他サービスを提供するうえで通常必要となるものに係る下記の費用は実費をいただきます。

・食費（昼食）	1食あたり	600円
・創作活動にかかる材料費	実費	
・レクリエーション活動に係る費用	実費	
・外出等の際の付添い経費	1時間当たり	500円

〈利用料の上限等について〉

1ヶ月当りのサービス利用に係る「利用料」については上限額が定められています。複数のサービスを利用される方は当支援センターにご相談ください。

(3) 利用料及び実費負担額のお支払い方法

上記の利用料金は、1ヶ月ごとに計算し、請求しますので、指定された日までに次の方法でお支払ください。

- ・自動口座引き落としをお願いします。

- ・ご利用できる金融機関

山陰合同銀行 ゆうちょ銀行 J Aバンク

- ・手数料は当方で負担します。

(4) 利用の中止、変更、追加

① 利用予定日の前に、利用者の都合により、個別支援計画で定めたサービスの利用を中止又は変更することができます。この場合は、サービスの実施日の前日までに申し出てください。

② 利用予定日の前日までに申し出がなく、当日になって利用の中止の申し出をされた場合、取消料として下記の料金をいただく場合があります。但し利用者の体調不良等ややむを得ない場合に限り取消料はいただきません。

利用予定日の前日までに申し出があった場合	無料
利用予定日の前日までに申し出がなかった場合	利用料相当額

③ 支援センターの利用定員を超え、対応できない場合は、他の施設を紹介するなど必要な調整を行います。

8、サービスの利用に関する留意事項

(1) サービス提供について

サービスの提供は、「個別支援計画」に基づき、利用者の状況、事情、意向について十分に配慮します。

(2) 利用決定通知書（受給者証）の確認

支給決定期間、利用者負担上限額等の記載に変更があった場合は利用決定通知書（受給者証）の確認をいたしますので担当職員にご提示ください。

9、サービス実施の記録

(1) サービス実施記録の確認保存

本事業所では、サービス提供ごとに、実施日時及び実施したサービスの内容などを記録し、利用者にその内容をご確認いただきます。内容に間違いやご意見があれば申し出ください。なお、「個別支援計画」及びサービス提供ごとの記録は、サービスの提供日より5年間保存します。

(2) 本事業所では、社会福祉法人仁寿会個人情報管理委員会設置要綱に基づいて、利用者の記録や情報を適切に管理し、利用者の求めに応じてその内容を開示します。ただし、開示に際して必要な複写料などの諸費用は、利用者負担となります。

10、苦情等申立先（お客様相談係）

支援センターのご利用相談窓口	受付担当者 〔 〕 受付期間 毎週月曜日～金曜日 (国民の祝日、12月29日～1月3日を除く) 受付時間 8時30分～17時15分 担当者がいない場合は、施設長が聞きます。
苦情解決責任者	施設長 〔 〕
第三者委員	氏名 〔 〕 TEL 〔 〕 氏名 〔 〕 TEL 〔 〕 相談日：随時受け付けます。
市町村の苦情受付機関	・雲南市 健康福祉部 長寿障がい福祉課 雲南市木次町木次 1013-1 Tel 0854-40-1042 Fax 0854-40-1049 受付時間 8:30～17:15（土、日、国民の祝日を除く） ・奥出雲町 健康福祉課 仁多郡奥出雲町三成 358-1 Tel 0854-54-2781 Fax 0854-54-1229 受付時間 8:30～17:15（土、日、国民の祝日を除く） ・飯南町 保健福祉課 飯石郡飯南町赤名 890 Tel 0854-76-2111 Fax 0854-76-2221 受付時間 8:30～17:15（土、日、国民の祝日を除く） ・その他関係市町村の福祉担当課へご相談ください。
島根県の相談窓口	・島根県健康福祉部障がい福祉課 松江市殿町 1 番地 Tel 0852-22-5247 受付時間 8:30～17:15（土、日、国民の祝日を除く） ・島根県運営適正化委員会 松江市東津田町 1741-3 いきいきプラザ島根 内 Tel 0853-32-5913 Fax 0852-32-5994 受付時間 8:30～17:15（土、日、国民の祝日を除く）

11 主な協力医療機関

医療機関の名称	奥出雲コスモ病院
所在地	雲南市木次町里方 1275 番地 2
電話番号	0854-42-3950
診療科	精神科
入院設備	あります。

医 療 機 関 の 名 称	田部医院
所 在 地	雲南市三刀屋町三刀屋 321 番地
電 話 番 号	0854-45-2016
診 療 科	内科
入 院 設 備	ありません。

医 療 機 関 の 名 称	落合歯科医院
所 在 地	雲南市掛合町掛合 2150 番地 10
電 話 番 号	0854-62-0081
診 療 科	歯科
入 院 設 備	ありません。

医 療 機 関 の 名 称	雲南市立病院
所 在 地	雲南市大東町飯田 96 番地 1
電 話 番 号	0 8 5 4 - 4 3 - 2 3 9 0
診 療 科	総合
入 院 設 備	あります。

1 2 非常災害時の対策

非 常 時 の 対 応	別に定める「事故が発生した際の緊急対応要綱」によって対応します。
非 常 時 の 訓 練	年間 12 回の避難訓練と年間 2 回の総合防災訓練を実施しています。
防 災 設 備	消防法の設備基準に適合しています。
消 防 計 画 等	消防計画書 消防署提出済 (平成 年 月 日) 防火管理者 []

1 3 当施設ご利用の際に留意いただく事項

健 康 管 理	健康状態について日頃と変ったことがあるときは、職員に知らせて下さい。
居室・設備・器具の利用	自由に利用できますが、他の利用者の迷惑にならないようにしてください。 大切に使うよう心がけてください。
喫 煙 ・ 飲 酒	喫煙場所以外での喫煙はできません。 事業所が提供する場合を除き施設内での飲酒はできません。
貴 重 品 の 管 理	貴重品は、必要に応じてお預かりします。
宗教活動・政治活動・営利活動	他人に押しつけることは、ご遠慮下さい。

1 4 福祉サービス第三者評価

実施の有無		実施年月日	
評価機関		評価結果の開示状況	

※第三者評価は、福祉サービスを提供する事業者のサービスの質について、第三者機関が客観的かつ専門的な立場から評価する。

当事業所は、地域活動支援センター山楽園のサービス提供にあたり、以上のとおり重要事項を説明しました。

平成 年 月 日

島根県雲南市掛合町松笠 2154 番地 1

社会福祉法人仁寿会

理事長 [] 印

地域活動支援センター山楽園

施設長 [] 印

説明者

職氏名 [] [] 印

上記のとおり、重要事項の説明を受けたことを確認し、同意します。

平成 年 月 日

利用者

住所

氏名 印

法定代理人、身元引受人又は保護者

住所

氏名 印

※18 歳未満の未成年の場合は、利用者の氏名を記すとともに保護者の押印をお願いします。